

次期計画の基本理念・基本方針・取組の方向性のイメージ

I 基本理念

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

II 基本方針

①多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進
②地域福祉の推進を通じた地域の活性化
③公私協働による新たな公的サービスの創造

III 重点的取組

①分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり
②地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり
③障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

取組の方向

I 共生の地域福祉の推進

(1) 地域における福祉のしくみづくり
①民生委員・児童委員活動の推進
②地域福祉コーディネーターの育成
③小地域福祉活動の促進
④活動資金の確保と有効活用

(2) 災害の支援体制づくり
①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進
②災害ボランティア活動の促進
③障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

II 担い手づくり

(1) 福祉意識の向上と次世代育成
①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
②インクルーシブ教育の推進
③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

(2) ボランティア
①ボランティア活動の推進
②社会貢献活動の促進

(3) 専門的人材
①若者の進路選択支援
②多様な人材の参入促進
③福祉職場への定着支援
④社会福祉関係者の資質の向上

III 安心のサービス利用

(1) 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進 →「I」へ
①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築
②矯正施設退所者等への支援
③戸籍のない人への支援

(2) 利用者の権利擁護
①権利擁護の推進
②成年後見制度の活用促進

(3) 苦情解決の仕組み
①事業者の苦情解決体制の整備
②適切な苦情解決の促進

(4) サービスの質の向上と透明性の確保
①健康福祉サービス評価システムの推進
②健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用促進
③社会福祉法人の情報公開の推進

I 基本理念

一人ひとりが輝ける健やかな滋質の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

II 基本方針

①地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備
②多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進
③地域福祉の推進を通じた地域の活性化
④公私協働による誰一人取り残さない社会基盤の整備

III 重点的取組

①分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」の仕組みづくり
②地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり
③滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

(趣旨) ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備の支援を目指します。
・各福祉分野が連携して事業を行い、対象者の生活の質を一層高めることを目指します。

(趣旨) 地域のあらゆる主体の参画と協働により、支え、支えられる支え合いの関係（共助）の拡大を目指します。

(趣旨) 地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効活用し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。

(趣旨) 民間の福祉関係者との公私協働により、誰一人取り残さない社会基盤の整備を目指します。

資料3

	取組の方向	取組内容
I 包括的な相談・支援体制の構築	(1) 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進 ①市町における包括的な相談支援体制の構築	先進事例や最新情報の提供や意見交換の場を設ける等
	②制度の谷間・空白課題への対応	SOSが出せない人やひきこもり等を相談機関につなぐ取組の充実、住民との連携体制の整備
	③生活困窮者への分野横断的支援体制の拡大	生活困窮者の各分野的に関係する者へ対応できる体制構築、子どもの学習支援、生活支援等
	④居住に課題を抱える者への横断的な支援	生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立促進への支援
	⑤矯正施設退所者等への支援	矯正施設退所者支援、不起訴処分・執行猶予後の社会内訓練等の仕組みづくり
	⑥戸籍のない人への支援	無戸籍者への生活支援、教育支援
	⑦医療的ケア児、難病、がん患者への支援	市町との連携構築
II 共生の地域福祉の推進	(1) 地域における福祉のしくみづくり ①民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員活動環境の整備、人材の定着に向けた周知、啓発等
	②地域の課題を話し合い、学び合い、解決に導く「場」づくり	先進事例の紹介等
	③活動資金の確保と有効活用	赤い羽根共同募金運動の活動支援、助成金やクラウドファンディング等に関する情報提供等
	④活動拠点の有効活用	誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所や地域の拠点の活用（地域総合センター等）
III 担い手づくり	(2) 災害や感染症対策に係る体制づくり ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進	避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、声かけ、見守り等の促進、広域福祉避難所協力協定締結の推進
	②災害ボランティア活動の促進	災害ボランティア活動の環境整備、災害ボランティアコーディネーター等の人材育成
	③自然災害の発災時や新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行時における支援の充実	自然災害の発災や感染症の流行などの非常時の支援の充実
	④滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり	障害の有無に関わらず、多様な価値観を県民誰もが認め合う地域共生社会の実現を目指す
IV 安心のサービス利用	(1) 福祉意識の向上と次世代育成 ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発	福祉学習の推進、ノーマライゼーションの理念の普及
	②インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育の構築を進める
	③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進	福祉学習の機会や情報の提供、関係機関との連携による出前講座、体験学習の機会の提供等
III 担い手づくり	(2) ボランティア ①ボランティア活動の推進、②社会貢献活動の促進	人材育成、情報提供、情報交換、相談等の実施、企業、団体による地域課題解決セミナーの開催等
	(3) 専門的人材 ①若者の進路選択支援 ②多様な人材の参入促進 ③福祉職場への定着支援 ④社会福祉関係者の資質の向上	職場体験の場の提供や学校等への訪問活動の推進、研修の開催を通じた多様な人材の参集促進の支援、職場環境の改善支援、介護福祉士就学貸付制度によるキャリアアップの促進
	IV 安心のサービス利用	(1) 苦情解決の仕組み ①事業者の苦情解決体制の整備 ②適切な苦情解決の促進
(2) サービスの質の向上と透明性の確保 ①健康福祉サービス評価システムの推進 ②健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用促進 ③社会福祉法人の情報公開の推進		第三者評価の取組の推進、評価体制の構築 介護労働負担軽減を図る機器や用具の導入 社会福祉法人に対し、積極的な情報公開の助言、指導
(3) 利用者の権利擁護 ①権利擁護の推進 ②成年後見制度の活用促進		地域福祉権利擁護事業の質の高い相談対応の促進 市町における成年後見制度の活用促進